

Q1.

外国人を採用したいと考えていますが、採用することができる外国人とは、どういう在留資格を持っている人たちをいうのですか。

外国人の方は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）により我が国に在留して行うことのできる活動又は我が国に在留できる身分若しくは地位が定められており、誰でも採用できるという訳ではありません。これを類型化したものを“在留資格”といい、就労の可否により以下のように分けることができます。

※ 就労とは「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」に従事することを意味します。

◎活動に基づく在留資格

(1) 特定された就労活動が認められる在留資格（24種類）

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職（1号イ・ロ・ハ、2号）、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習（1号イ・ロ、2号イ・ロ）、特定活動

※ 平成27年4月1日から、「投資・経営」が「経営・管理」に変更、「技術」、「人文知識・国際業務」が「技術・人文知識・国際業務」に統合、「高度専門職（1号イ・ロ・ハ、2号）」が新設されました。

※ 「特定活動」は、就労が認められるかどうかが個々の許可内容によって違いますので記載内容に注意してください（在留資格が「特定活動」の外国人の方には、指定された活動の内容が記載された「指定書」が交付（もしくは旅券（パスポート）に添付）されていますので、その「指定書」により就労できる方か否かの確認を行うことができます。）。

なお、ワーキング・ホリデー制度で入国する外国人の方は、休暇の付隨的な活動としての旅行資金を補うための就労が認められています（→P35を参照）。

(2) 就労を認めていない在留資格（5種類）

文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在

※ 「留学」、「家族滞在」の在留資格で在留する外国人の方については、本来の活動に支障がない限り、事前に法務省地方入国管理局で資格外活動の許可を受ければ、風俗営業等が営まれている事業所を除き、1週間28時間以内のアルバイトが可能です。（→P15を参照）。

なお、「文化活動」の在留資格の方については、個別の状況により資格外活動が許可される場合があります。

※ 就労を許可された在留資格を有しているか、又は資格外活動許可を受けている外国人の方は、その証明となる就労資格証明書の交付を受けることができます（→P13を参照）。

◎身分又は地位に基づく在留資格

(3) 就労に制限がない在留資格（4種類）

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

在留資格一覧表

第1. 我が国で一定の活動を行うための在留資格

1. 特定された就労活動が認められる在留資格（入管法 別表第一）

一.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動 〔外国政府の大使、公使、総領事等とその家族〕	「外交活動」を行う期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(外交の項に掲げる活動を除く。) 〔外国政府の職員等とその家族〕	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動 〔大学の教授、講師など〕	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(興行の項に掲げる活動を除く。) 〔作曲家、画家、著述家など〕	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動 〔外国の宗教団体から派遣される宣教師など〕	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動 〔外国の報道機関の記者、カメラマンなど〕	5年、3年、1年又は3月

二.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留がわが国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動	「1号」は5年、「2号」は無期限
※次ページに続く		

高度専門職	<p>□ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ イからハまでのいずれかの活動と併せて行う教授の項から報道の項までに掲げる活動又は法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、興行の項若しくは技能の項に掲げる活動（イからハまでのいずれかに該当する活動を除く）</p>	「1号」は5年、「2号」は無期限
経営・管理	<p>本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。） 【企業の経営者、管理者など】</p>	5年、3年、 1年、4月又は 3月
法律・会計業務	<p>外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動 【弁護士、公認会計士など】</p>	5年、3年、 1年又は3月
医療	<p>医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動 【医師、歯科医師、薬剤師、看護師など】</p>	5年、3年、 1年又は3月
研究	<p>本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（教授の項に掲げる活動を除く。） 【政府関係機関や企業等の研究者など】</p>	5年、3年、 1年又は3月
教育	<p>本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動 【小・中・高等学校の語学教師など】</p>	5年、3年、 1年又は3月
技術 ・ 人文知識 ・ 国際業務	<p>本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（教授の項、芸術の項及び報道の項に掲げる活動並びに経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。） 【機械工学等の技術者、通訳者、デザイナー、企業の語学教師など】</p>	5年、3年、 1年又は3月
企業内転勤	<p>本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行う技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動 【外国の事業所からの転勤者など】</p>	5年、3年、 1年又は3月
興行	<p>演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（経営・管理の項に掲げる活動を除く。） 【歌手、ダンサー、プロスポーツ選手など】</p>	3年、1年、 6月、3月、 又は15日
技能	<p>本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 【外国料理の調理師、宝石・貴金属加工の職人など】</p>	5年、3年、 1年又は3月
技能実習 ※次ページに続く	<p>1号 イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。） □ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動</p>	1年、6月又は 1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

技能実習	<p>2号 イ 1号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動 ロ 1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動(法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。) 〔技能実習生〕</p>	1年、6月又は1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
------	--	---

- ※ 「高度専門職」については、P30～P31（高度外国人材ポイント制）を参照。
- ※ 「技能実習制度」については、P32～P34を参照。
- ※ それぞれの在留資格について、法務省令で定める基準に適合することが求められているので、詳細は「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」を参考にしてください。
(入国管理局のホームページに掲載されています。P43を参照。)

2. 就労が認められない在留資格（入管法 別表第一）

三.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（留学の項及び研修の項に掲げる活動を除く。） 〔日本文化の研究者など〕	3年、1年 6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動 〔外国からの旅行者など〕	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間

四.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学校部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動 〔大学・短期大学・高等専門学校等の学生・高等学校・専修学校等の生徒など〕	4年3月、 4年、 3年3月、 3年、 2年3月、 2年、 1年3月、 1年、6月 又は3月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（技能実習1号の項及び留学の項に掲げる活動を除く。） 〔研修生〕	1年、6月 又は3月

家族滞在	教授から文化活動（技能実習を除く。）までの在留資格をもって在留する者又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動 〔就労外国人等が扶養する配偶者・子〕	5年、 4年3月、 4年、 3年3月、 3年、 2年3月、 2年、 1年3月、 1年、6月 又は3月
------	--	---

※ 留学生の資格外活動によるアルバイトについては、P15を参照。

3. 就労が認められるかどうかは個々の許可内容によるもの（入管法 別表第一）

五.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動 〔外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、アマチュアスポーツ選手、インターンシップ生、EPAに基づく看護師又は介護福祉士など〕	5年、4年、 3年、2年、 1年、6月、 3月又は5年 を超えない範 囲内で法務大 臣が個々の外 国人について 指定する期間

※ 「ワーキング・ホリデー」の方を雇い入れる場合については、P35を参照。

第2. 我が国での活動に制限のない在留資格（入管法 別表第二）

在留資格	本邦において有する身分又は地位	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者 〔日本人の配偶者・実子・特別養子など〕	5年、3年、 1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	5年、3年、 1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者 〔第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等〕	5年、3年、 1年、6月 又は5年を超 えない範 囲内で法 務大臣が個々の 外国人について 指定する期間

★ 外国人の入国や在留手続きに関するご相談は、
「外国人在留総合インフォメーションセンター」（P43参照）へお問い合わせください。

Q2. 外国人が入国するときの手續はどうなっていますか。

1 外国人が出身国の有効な旅券（パスポート）を取得する。

外国人が日本へ入国するためには、有効な旅券（パスポート）が必要です（入管法第3条）。

旅券には所持者である外国人の氏名、性別、生年月日等の身分事項、国籍の証明、保護を依頼する文言等が記載されており、これを持たずに日本へ入ると不法入国となります。

2 外国人が在外公館（現地の日本大使館等）において査証（ビザ）手続を行う。

旅券を持っているだけではまだ上陸はできず、さらに「この者は正当な理由と資格があつて入国するものである。」という受入国政府（＝日本）による裏書証明が必要です（査証免除対象者を除く）。この裏書証明を査証（ビザ）といいます。

※ このとき、在留資格認定証明書を有している場合は、それを提出することにより査証の発給が円滑に行われます。

この在留資格認定証明書とは、日本に上陸しようとする外国人又は当該外国人の代理人からあらかじめ地方入国管理局に申請があった場合に、当該外国人の申請している活動内容が在留資格に定める活動に該当し、かつ、基準に適合しているかを事前に審査し、条件に適合していると認められた場合に発行される証明書です。

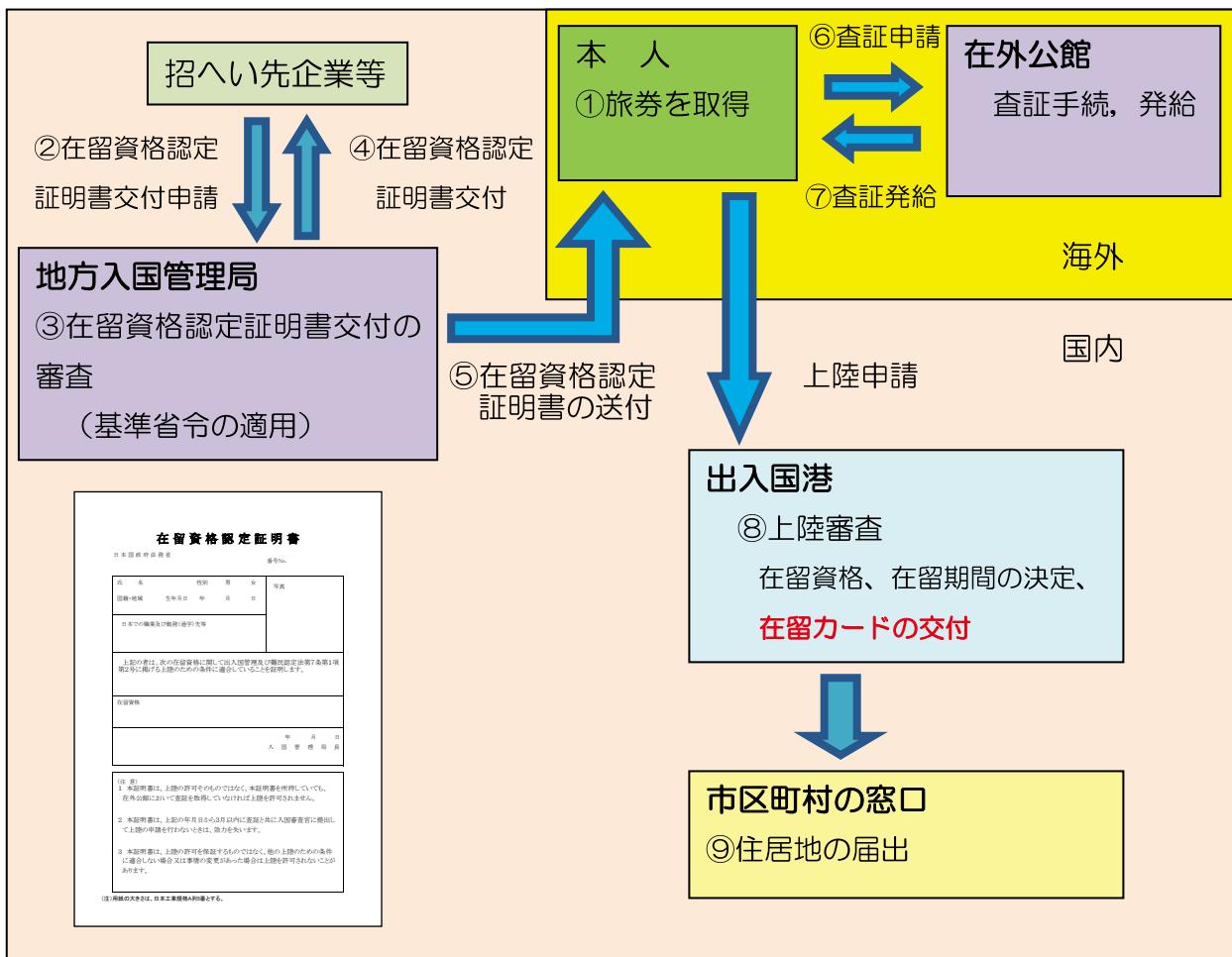
3 外国人が出入国港で入国審査官から上陸審査を受け、上陸許可として在留資格、在留期間が付与され、中長期在留者には『在留カード』が交付される。

——就労活動を目的とした中長期在留外国人の入国及び在留手続の手順（次頁参照）——

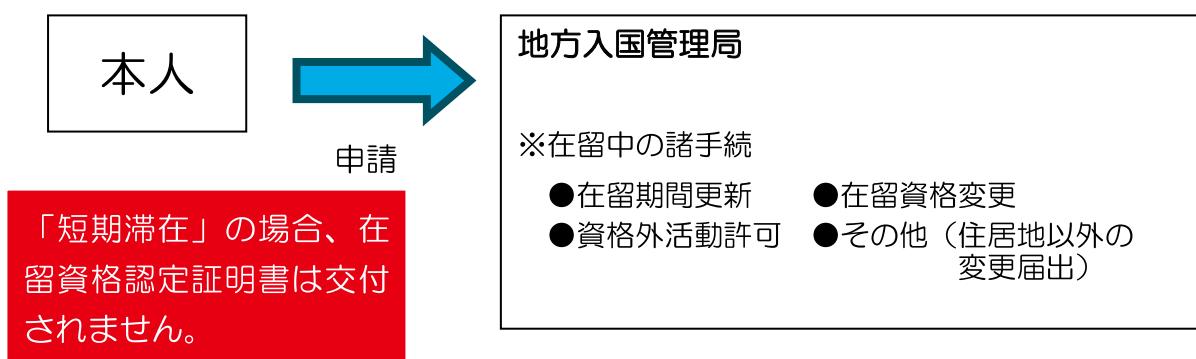
- ① 本人が旅券を取得
 - ② 本人又はその代理人が地方入国管理局に在留資格認定証明書の交付申請
 - ③ 地方入国管理局における在留資格認定証明書交付の審査
 - ④ 在留資格認定証明書交付
 - ⑤ 外国にいる本人に在留資格認定証明書を送付
 - ⑥ 本人が日本の在外公館へ査証の申請
 - ⑦ 在外公館で査証手続及び発給
 - ⑧ 出入国港において上陸審査（在留資格、在留期間の決定、※在留カードの交付）
 - ⑨ 住居地を定めてから14日以内に、在留カードを持参の上、住居地の市区町村窓口でその住居地を法務大臣に届け出る（旅券に『在留カードを後日交付する』旨の記載がなされた方を含みます。その場合には、当該旅券を持参のうえ手続をしてください。）。
- ※ 在留中に在留期間更新、在留資格変更、資格外活動許可等の必要がある場合は、地方入国管理局で必要な申請を行う。

就労活動を目的とした中長期在留外国人の入国及び在留手続の手順

1 在中長期在留外国人の入国手続



2 中長期在留外国人の在留手続の手順



出入国港における在留カードの交付について

成田、羽田、中部、関西空港、新千歳空港、広島空港及び福岡空港においては、旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者となった方には在留カードを交付しています。

その他の出入国港においては、旅券に上陸許可の証印をし、中長期在留者が市区町村の窓口に住居地の届出をした後に、在留カードが交付されることとなります（原則として、東京入国管理局（おだいば分室）内の在留カード発行拠点から当該住居地に郵送されます）。P 9を参照してください。

Q3.

平成24年7月9日からスタートした新しい在留管理制度
はどのような制度ですか。

(1) 改正入管法の施行に伴い、外国人登録制度は廃止されました。

平成24年7月9日から導入された新しい在留管理制度は、これまで入管法に基づいて入国管理官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市町村が行っていた情報の把握を基本的に一つにまとめて、外国人の方の在留管理に必要な情報を継続的に把握していくための制度で、そのことによって適法に在留する外国人の方の利便性も更に向上するものとなっています。

具体的には、我が国に中長期にわたり適法に在留する外国人の方に「**在留カード**」が交付されています。

特別永住者の方については、新しい在留管理制度の対象となりませんが、外国人登録法が廃止されたこと及び従来の外国人登録証明書がその法的地位等を証明するものであったことなどから、これと同様の証明書として「**特別永住者証明書**」が交付されます。

なお、特別永住者の方については、「外国人雇用状況届出書」の提出は不要ですでの、採用決定後においても国籍の確認や「特別永住者証明書」の提示を求めるようにしてください（P17及びP22～P26参照）。

(2) 「在留カード」の交付対象者

新しい在留管理制度の対象となっているのは、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期にわたって在留する外国人で、具体的には、次の①～⑥のいずれにもあてはまらない外国人の方です。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された者
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める者
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない者

※みなし特別永住者証明書等の有効期間及び切替場所はP13参照

(3) 出入国港における在留カードの交付について

現在、成田、羽田、中部、関西空港、新千歳空港、広島空港及び福岡空港においては、旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者となった方には在留カードを交付しています。

その他の出入国港においては、旅券に上陸許可の証印をし、その近くに次のように記載されます。この場合には、中長期在留者の方が市区町村の窓口に当該旅券を持参の上、住居地の届出をした後に在留カードが交付されることとなります（原則として、東京入国管理局（おだいば分室）内にある在留カード発行拠点から届出をした住居地に郵送されます）。



在留カード後日交付
日本国入国審査官

(4) 新しい在留管理制度のメリット

- ① 在留期間の上限は「3年」でしたが、「5年」となりました。
- ② 「みなし再入国許可制度」が導入されています。

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人の方が、出国後1年以内に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなりました。

なお、在留期限が出国後1年末満に到来する場合は、その在留期限までに再入国してください。

また、これまでどおり再入国許可を受けて出国する場合は、再入国許可の有効期限の上限が「3年」から「5年」に伸長されています。

※ 特別永住の方は、「みなし再入国許可」が「2年」に、これまでどおりの再入国許可の有効期間の上限が「4年」から「6年」に伸長されています。

★新しい在留管理制度にかかる詳細は、法務省大阪入国管理局にお問い合わせください。

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

在留カード

在留カードの見方

【カード表面】



【カード裏面】



※ 従来の外国人登録証明書と比べて、記載事項が大幅に削減されています。

例えば、世帯主、出生地、旅券番号や職業（勤務地）などは記載されません。

※ 在留カードには、偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部又は一部が記録されています。

※ 在留カードには「有効期間」があります。

	16歳以上の方	16歳未満の方
永住者の方	交付の日から7年間	16歳の誕生日まで
永住者以外の方	在留期間の満了日まで	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで
高度専門職2号	交付の日から7年間	

身分事項

氏名……原則としてアルファベットによる表記となります。ただし、漢字による表記を希望される場合には、アルファベットに併せて漢字による氏名も表記することができます。なお、通称名については、在留カードには法律上も運用上も記載されません。

生年月日……西暦で記載されます。

性別

国籍・地域……外国人が所持している旅券を発行した国の国名、出入国管理及び難民認定法第2条第5号の定める地域については地域名を表示することが原則となっています（2つ以上の国籍を持つ外国人の方は、基本的に上陸許可や在留手続等により、中長期在留者となった時点の国籍・地域名となります。）。

住居・職業事項

住居地……本邦における主たる住居の所在地が表記されます。

住居地記載欄【裏面】……住居地を変更したときに、変更後の新しい住居地が記載されます。

就労制限の有無……就労が認められていない場合は「就労不可」と記載され、就労が認められている場合には、入管法別表第一の一又は二の在留資格（技能実習2号を除く）は「在留資格に基づく就労活動のみ可」、技能実習2号は「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」、特定活動は「指定書により指定された就労活動のみ可」、別表第二の在留資格は「就労制限なし」と記載されます。

資格外活動許可欄【裏面】……資格外活動許可を受けている場合には、「許可の種類に応じて、「許可（原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く）」又は「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」と記載されます。

入国在留事項

在留資格……出入国管理の法令に基づいて外国人がいかなる上陸・在留の許可を受けているかを表しています。

在留期間（満了日）……日本国内に在留することのできる許可期限を表しています。
もし、この期限を超えて引き続き在留している場合は「不法残留」となります（ただし、在留期間更新等許可申請中の場合がありますので、裏面の記載も確認が必要です。）。

在留カード有効期間・その他

カード有効期間……在留カードの有効期間が記載されます。
これは、在留することのできる期間（在留期間）を意味するものではありません。

在留カード番号……「英字2桁+数字8桁+英字2桁」

在留期間更新等許可申請欄【裏面】……在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申請をしたときに、これらの申請中であることが記載されます。
申請後、更新又は変更が許可がされ、中長期在留者の場合には、新しい在留カードが交付されます。

(参考) 外国人登録証明書

● 国籍

● 外国人登録
証明書番号

● 氏名

● 在留の資格

● 生年月日・
性別

● 在留期限

● 居住地

● 次回確認(切替)
申請期間



- 外国人登録証明書（表面）の内容に変更がある場合は裏面に記載されています。

記載欄		
	交付年月日	発行者職印
	年月日	

- 旅券には以下のような証印シールが貼付されています。

在留資格変更許可	在留期間更新許可	上陸許可証印
在留資格変更許可 CHANGE PERMIT 在留資格 Status: 在留期間 Period: 在留期限 Until: 許可番号 許可年月日 入国管理局長	在留期間更新許可 EXTENSION PERMIT 在留資格 Status: 在留期間 Period: 在留期限 Until: 許可番号 許可年月日 入国管理局長	JAPAN IMMIGRATION INSPECTOR 上陸許可 LANDING PERMISSION 許可年月日 Date of Permit: 在留期限 Until: 在留資格 Status: 在留期間 Duration: 入国管理局長

※ なお、平成24年7月9日以降に、中長期在留者に該当するものとして在留資格変更許可及び在留期間更新許可された内容については、旅券への上記証印シールの貼付はされません（許可された内容に基づく新しい在留カードが交付されます）。

就労資格証明書

「就労資格証明書」とは、我が国に在留する外国人からの申請に基づき、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を地方入国管理局長が証明する文書です。

例えば、転職の場合、その会社で就労が認められるかどうか、具体的に「〇〇会社における△△の活動は上記に該当する」旨の証明がされます。

なお、現に有する在留資格に該当する活動であれば就労が認められますので、この「就労資格証明書」がなければ就労できないというものではありません。

The image shows a sample of the Employment Qualification Certificate (就労資格証明書). The document is in Japanese and includes fields for the applicant's name, residence address, date of birth, and the period of activity. It also contains a section for the activities being performed and a signature area for the Immigration Bureau Director.

みなし特別永住者証明書の有効期間及び切替場所

1 みなし特別永住者証明書（外国人登録証明書）の有効期間の満了日

特別永住者の方

対象となる方	切り替える期限
平成24年（2012年）7月9日に16歳以上であった方	次回確認（切替）申請期間の始期とされる誕生日が平成27年（2015年）7月8日までの方（※）
	次回確認（切替）申請期間の始期とされる誕生日が平成27年（2015年）7月9日以降の方（※）
平成24年（2012年）7月9日に16歳未満であった方	16歳の誕生日まで

※次回確認（切替）申請期間の始期とされる誕生日は、外国人登録証明書の券面で確認できます。

2 申請窓口

特別永住者の方	住居地の市区町村の窓口
---------	-------------